シルバーケア吉野ヶ里 (介護予防)短期入所サービス 重要事項説明書

社会福祉法人 敬愛会

「指定(介護予防)短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (佐賀県指定 第4171100201号)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。 事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

	•	◇◆目次◆◇	
事業者・・・・・			2
事業所の概要・・・			2
職員の配置状況・・			3
当事業所が厳守すへ	き事項・・・		4
当事業者が提供する	。 サービス・・		4 、 5
利用料及びその他の	の費用・・・		5
苦情の受付・・・			6
協力医療機関・・			7
防災設備・・・・			7
短期入所利用料金			7

1. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人 敬愛会

(2) 法人所在地 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 1156-1

(3) 電話番号 090-8416-3986

(4) 代表者氏名 理事長 内田 康文

(5) 設立年月 平成4年9月30日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定(介護予防) 短期入所生活介護事業所・平成17年4月1日 指定

佐賀県4171100201号

※当事業所は特別養護老人ホームシルバーケア吉野ヶ里に併設されています。

(2) 事業所の名称 (介護予防) 短期入所サービス シルバーケア吉野ヶ里

(3) 事業所の所在地 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 1493-1

(4) 電話番号 0952-55-6221

(5) FAX番号 0952-55—6228

(6) 管理者 藤﨑 和子

(7) 当事業所の運営方針

- 1. 利用者が可能な限りご自宅でその有する能力により、生活の場として自立的な日常生活を営むことができるように、入浴、食事、排泄などの日常生活のお世話レクリエーションや趣味クラブ活動ならびに機能訓練などのサービスを提供することにより、利用者の他者との交流を促進し、社会性の確保および閉じこもり等孤独感の解消に努めながら、利用者の心身機能の維持ならびに、ご家族の身体的精神的負担の軽減をさせていただきます。
- 2. 利用者の人格を尊重し、可能な限り利用者の意向に基づいてサービスを提供させて 頂きます。
- 3. 短期入所生活介護の事業運営に当たっては、地域の風土を生かし、地域の方との交流を重視します。また市町村保険者、指定居宅介護支援事業者、他の事業者、その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と協力し、利用者の意向に沿ったサービス提供を行います。
- (8) 開設年月 平成17年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30

(10) 利用定員

利用定員	20 名

(11) 通常の事業実施地域 佐賀市、神埼市、吉野ケ里町、上峰町

(12) 居室等の概要

当事業所では全室個室です。本人の身体及び精神的変化によっては別の個室への移動もあります。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	20室	ベッド、洗面台、家具持込可
リビング		食堂及び談話コーナー
機能訓練スペース		平行棒、プーリー等
浴室		個浴 寝湯 特浴

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員 数
管理者	1名
医師(兼務)非常勤	1名
生活相談員(兼務)	1名
介護職員	6 名
看護職員	1名
管理栄養士 (兼務)	1名
機能訓練指導員(看護兼務)	1名

ただし、特別養護老人ホームと兼務することができます。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
管理者	日勤 8:30~17:30
医師	毎週 曜日 14:30~17:00 (時間変更有)
生活相談員 (兼務)	日勤 8:30~17:30
介護職員	早出 7:00~16:00
	日勤 8:30~17:30
	遅出 11:30~20:30
	夜勤 19:00~ 9:00
	22:00~ 7:00
	18:00~12:00
	夜間は2ユニットに職員1名(但し、さくら、ひま
	わり、コスモスユニットは3ユニットに職員2名)
看護職員	日勤 8:30~17:30
	遅出 9:30~18:30
管理栄養士 (兼務)	日勤 8:30~17:30
機能訓練指導員(看護兼務)	日勤 8:30~17:30

4. 当事業所が厳守すべき事項

- (1) 生命、身体の安全確保に努めます。
- (2)身体拘束を行いません。
- (3) 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の情報を第三者に 洩らしません。
- (4) 利用者およびご家族の情報を用いる場合は、あらかじめ当該利用者・ご家族の同意を得ます。
- (5) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5. 当事業所が提供するサービス

	を使するサービス
職種	内容
短期入所生活介	・心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、指定(介
護計画の交付	護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用
	者が利用するサービスの継続性に配慮してサービス目標、当該目標を
	達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護
	計画を作成、説明し同意を得て書面をもって交付します。
入浴	・入浴または清拭を利用者の状況、希望等に添って入浴の機会を設ける
	よう努めます。
	・入浴は週2回以上実施します。
排泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに排泄の自立に
	ついても適切な援助を行います。
	・管理栄養士の立てる献立表により、利用者の身体状況および嗜好を
食事	考慮した適時・適温の食事を提供します。
	・自立支援のため出来る限り離床して共同生活にて食事を
	とっていただくことを支援いたします。
	・食事時間はユニットごとに利用者の希望に合わせ提供します。
	・食事の場所は、希望に合わせます。(リビング、居室等)
離床	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
着替え	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
整容等	・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう
	援助します。
	・シーツ交換は、週1回以上実施します。
相談および援助	・当事業所は、利用者およびご家族からのあらゆる相談についても誠意
	をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活の便宜	・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での
	生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を提供
	します。
	・季節の行事、小グループ活動
	*活動内容によっては活動経費等を本人に負担
	していただく場合があります。
	・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者およびご家族の
	状況によっては代行いたします。
機能訓練	・看護師又は、理学療法士により、利用者の心身等の状況に応じて、日
	常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止する為の訓練
	を実施します。(週1回、理学療法士による訓練)

健康管理	・看護職員が、利用者の体調・健康状態等に応じ、可能な限り必要な健康管理を行います。 ・緊急等必要な場合は、緊急連絡先のご家族へ速やかに連絡を行います。 ・病院受診が必要な場合は、係りつけの病院への受診をご家族にお願い しています。
理美容	実費 ※理容室、美容室ごとの設定額
送迎	・ご自分で来所が困難な方は、施設送迎車・職員 2 名で入退所の送迎を行ないます。

6. 利用料およびその他の費用

- (1)介護保険制度における利用料は介護報酬の告示上の額とし、別紙のシルバーケア 吉野ヶ里(介護予防)短期入所サービス利用料金一覧表のとおりとします。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額 を変更します。
- (2) 限度額内のサービスのうち、高額介護サービス費に該当する場合には、償還払いで給付されます。
- (3) 低所得者および生活保護受給者には、別に定める減免規定に基づき利用料を減免することが出来ます。
- (4) 下記の場合には、一旦保険給付の対象とならないサービス利用料を全額お支払い頂きます。但し自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明表」を交付します。
- 〇契約者がまだ要介護認定を受けておらずサービスを利用した場合に、その費用が、 認定後の要介護度の限度額内のサービス費用。
- 〇指定居宅介護支援を受けることを市町村に届けておらず、サービスを利用した場合 および居宅サービス計画に含まれていないサービスを利用した場合で、その費用が 要介護度の限度額内のサービス費用。
- 〇契約者が、作成した居宅サービス計画を市町村に届出ておらず、サービスを利用した場合および居宅サービス計画に含まれていないサービスを利用した場合で、その費用が要介護度の限度額内のサービス費用。
- (5) 利用料の支払方法について
 - ・金融機関口座引き落とし(佐賀共栄銀行)
 - ・施設指定口座への振込み(10万円以上の振込みの際は、身分証明書の提示が必要)
 - ・事業所窓口払い(平日 8:30~17:30)
 - *利用翌月の15日頃に請求書を発行し、ご家族へ郵送します。
 - *事務の煩雑化、トラブルが生じる為、できる限り金融機関引き落としに ご協力下さい。

7. 苦情の受付

1 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し必要な措置を講じます。

窓口担当者 相川一志(生活相談員)受付時間 8:30~17:30

受付方法 電話 0952-55-6221

FAX 0952-55-6228

面接 相談室 苦情箱 施設玄関

シルバーケア吉野ヶ里 苦情処理委員会の設立

- ① 苦情処理窓口担当者—②苦情処理責任者 (藤崎副施設長) —③管理者 (藤崎施設長) [第3者機関への苦情処理依頼]
- ③ で解決できない場合は④第3者に相談を行う。
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
- サービス利用者から苦情申し立てがあった場合、次の体制及び手順で処理する。
- ① まず苦情処理の窓口担当者が、苦情・相談を受け、その内容を聞き問題点を把握し、 その段階で解決できると判断されたものは、その場で解決行う。
- ② 窓口担当者で解決が困難な場合は処理を保留し、苦情処理責任者と協議し解決する。
- ③ ②解決できない場合はあらかじめ選任している第3者(調停委員等)の立会のもと当該利用者との話し合い(協議)行い解決する。
- ④ ③で解決が困難な場合は、当該利用者に市区町村・運営適正化委員会・国民健康保険団体連合会への申し立てができる旨伝え、当該苦情の概要を国保連合会に伝えその解決の指示を仰ぐものとする。
- *注 利用者から苦情・相談に対し、解決が困難な場合に意識的に対応を遅らせることはしない。上記の苦情・相談処理手順の①~②へ又は②~③の段階へ苦情・相談したとき速やかに次の手順段階へ移る。
- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 サービス事業が居宅サービス計画を沿って提供する指定居宅サービスの内容等に対して利用者からの苦情があった場合は
 - ① 苦情の処理手順としては、2の処理体制・手順により実施する。
 - ② サービス事業者からサービス計画に沿ったサービスの提供がされているかどうか サービス提供状況について事情を聴取し、サービス事業と利用者相互の言い分の内 容を十分に検討し、利用者が納得いくサービスを受けることが出来るようサービス 事業者と協議しその解決に努める。

8. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 社団法人 佐賀記念病院
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬1240-1
電話番号	0952-31-7771
診療科目	内科 外科 循環器 整形外科 小児科 胃腸科
	リハビリテーション科 歯科 皮膚科 眼科
施設嘱託医師(診療科目)	内田 康文 (内科)

9. 防災設備

災害時の対応	別途に定める「消防計画」により対応を行います。
	別途に定める「消防計画」により、年2回以上の夜間、昼間を想定した
	避難訓練を、利用者も参加して実施しています。
防災設備	消火器、スプリンクラー、自動火災通報装置、消防機関へ通報する火災
	報知、非常警報設備、避難器具、誘導灯、発電機、防火扉、排煙設備

1 O. 情報開示 第三者評価は未実施

11. 短期入所利用料金

別紙(介護予防)短期入所利用料金表にて参照下さい